



～財産や暮らしを守るために知ってて安心～

日常生活自立支援事業と成年後見制度

暮らしのサービスを頼みたいけどどうしたらいいか



通帳や印鑑を失くしてしまいそう

詐欺にひっかかったらどうしよう



こんなことでお困りではないですか？

将来の生活に不安があるけどどうしたらいいか



お金の管理や契約に自信がない



日常生活自立支援事業とは

高齢者や障がいによりに日常生活判断に不安がある方で、自分ひとりで契約などの判断をすることやお金の出し入れ・書類の管理などの不安がある方が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

概要	日常的な生活援助の範囲内の支援を行う
具体例	日常的な金銭管理（家賃・公共料金、医療費や福祉サービス利用料支払い手続き） 福祉サービスの利用援助 契約手続きの援助 通帳・印鑑・年金証書の預かり
対象	高齢者や障がいにより、日常生活判断に不安がある方で地域で生活している人（契約能力がある人）
援助者	専門員、生活支援員
利用料	福祉サービス利用援助 日常的な金銭管理サービス 各1,200円/回 書類等預かりサービス 3,000円/年間

成年後見制度とは

～任意後見と法定後見～

任意後見

将来、認知症になった時に、財産の管理が心配



財産管理や契約等を支援する任意後見人を選んでおける

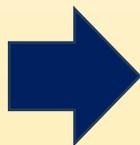
※ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所へ「任意後見監督人」の選任の申立てをする必要があります。

法定後見

医療や福祉サービスの手続きや契約がよくわからない



何にお金を使ってしまったのか思い出せない



成年後見人等がご本人に代わって、契約手続きをしてくれる

よくわからずに契約をしてしまった



成年後見人等が不当な契約を取り消してくれる

「成年後見制度の種類」

法定後見

名称	補助	保佐	後見
対象	重要な手続き・契約のなかで一人で決めることに心配がある方	重要な手続き・契約のなかで一人で決めることに心配がある方	多くの手続き・契約などを一人で決めることが難しい方
概要	一部の契約手続き等の同意・取消し代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	すべての契約の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く

家庭裁判所が補助人、保佐人、後見人を選任

詳細につきましては、成年後見支援センター（45-7325）または地域包括支援センターにご相談ください。

知立市東部地域包括支援センター

TEL:0566-82-8855

FAX:0566-83-4070

場所：知立市八ツ田町泉43

(知立市福祉の里八ツ田内)

担当エリア
小学校区

* 知立小学校 * 来迎寺小学校
* 八ツ田小学校 * 知立東小学校

知立市西部地域包括支援センター

TEL:0566-81-8880

FAX:0566-83-7776

場所：知立市長篠町新田東11-32

(ながしのの里内)

担当エリア
小学校区

* 知立西小学校 * 猿渡小学校
* 知立南小学校